

オストメイト用トイレ設備のあゆみ



1. はじめに

建設省は公共建築物に関してバリアフリー化に取組み、昭和 50 年の「身体障害者の利用を考慮した設計資料」に、車椅子使用者に配慮された便所の考え方を明示し、昭和 57 年に「身体障害者の利用を考慮した建築設計指針」を作成した。地方公共団体は、昭和 45 年代より福祉のまちづくりの取組みを始め、平成 2 年になると「福祉のまちづくり条例」を制定し、条例に基づく整備基準等が定められた。平成 6 年には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が施行され、建築設計標準の「便所・洗面所」において車椅子使用者が使用可能な便房の基本寸法が示された。

平成 8 年 7 月、千葉県支部長村山輝子氏が習志野市身体障害者施策基本計画策定委員として、オストメイト用トイレ（以下オストミートイレ）の概念を示し、翌年その設置を習志野市長と千葉県知事に、陳情した結果、平成 10 年に千葉県庁舎と県議会棟に公的施設として初めてオストミートイレが設置された。

2. 黎明期のオストミートイレ

千葉県のオストミートイレの設置情報が、会報 No.172 号（平成 10 年 11 月）に掲載され、全国の支部から問合せや見学があり、また衛生機器メーカーが研究開発を開始した。JOA では、平成 11 年に全国統一行動として、オストミートイレの設置促進運動を開始した。

平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑な促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行され、交通結節点とその周囲の市街地の一体的なバリアフリー化を推進し、モビリティを確保し

ていくことが法律に位置付けられた。JOA では、この機会を捉えオストミートイレの設置の義務化を運輸省と建設省に要望書を提出し、同年 7 月開催の「移動円滑化基準等検討会議」（運輸省）において、日本障害者団体連合会（松尾会長）よりオストミートイレの設置について意見を具申した。同年 11 月に「公共交通ターミナル高齢者、障害者の移動円滑化ガイドライン検討委員会、身体障害者用トイレに関する分科会」が設置され、JOA から稲垣会長が委員として参加し、駅などの旅客トイレについて検討がなされた。

オストミートイレについては、下記のようなオストメイトに配慮した設備にすることが討議された。

- ① 高齢者・身体障害者と共用の便房とする。
- ② 大便器に洗浄用水栓を設置する。
- ③ 温水のでの給水設備を設置する。
- ④ フック、物置台を設置する。
- ⑤ 汚物流しを設置すれば、便器に洗浄水栓を設置する必要がない。
- ⑥ オストメイトが利用できるトイレの図案を入口に表示する。

研究会の討議の中で、便房の名称を多機能トイレとすることや人型にプラスのオストメイト用設備を表示するピクトサインが考案された。

また、オストメイト用水洗器具の試作品を JOA 事務所に設置し、具体的な意見収集を行い検討がなされ、ガイドラインの改定に盛り込まれた。会報 No.187 号（平成 13 年 5 月）に、この試作品（オストメイト対応水栓装置）の特長と評価が紹介されている。

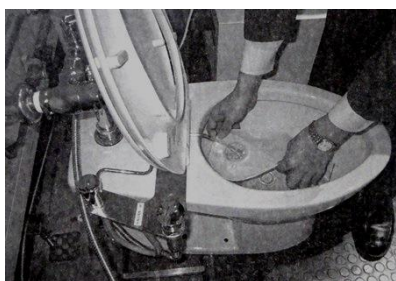
特長としては、

- ① 便器内の専用ノズルから水が吐出する

ので、周りを汚すことなく安心して使用できる。

- ② 水栓は固定式で両手が使用でき、パウチの洗浄に便利である。
- ③ しびん洗いやカテーターなどの器具洗浄に、障害者の方々に便利である。としている。

JOA 会員（32 名）の評価としては、大変良いが 47%、やや良いが 25%、あまり良くないが 6% で肯定的な意見が多くあったが、今後、更に改良が進み、使い易い装置が開発されることが期待されるとした。



JOA 本部に設置された評価用の対応水栓装置

会報 No.187 号（平成 13 年 5 月）には、狛江市の障害者用トイレに、温水洗浄ができるハンドシャワー付き洗浄台の設置が報告され、便器内に水栓装置を設けたタイプと異なり、現在の汚物流しの原型となるもので、オストメイトは立ちながらストーマ処理ができる。トイレの入口ドアには、オストメイト用を意味する互療会のマークが表示されたが、前述のトイレ研究会の議論の中で、表示マークは新しくデザインされた人型のピクトサインに統一することになった。

会報 189 号（平成 13 年 9 月）には、交通バリアフリー法トイレ分科会報告が記載されている。オストメイトの排便・排尿処理、オストミートイレ設置運動の経緯が述べられ、全国展開の緒についたとされている。

またオストミートイレの基本設備として、下記設備の設置を要望した。（この設置希望事項は現在も引き継がれている。）

- ① 入口にオストメイト設備マーク
- ② 汚れた装具を洗う水洗器具
- ③ 便や尿を流せる大便器や汚物流し台
- ④ ストーマ部位を洗浄する温水シャワー
- ⑤ 十分な量のトイレトペーパー
- ⑥ 手荷物用物置棚や壁掛けフック
- ⑦ 使用済み装具を捨てる汚物入れ
- ⑧ 補装具の装着に必要な姿見用鏡
- ⑨ 換気扇などの換気装置



汚物流しを設けたトイレ（横浜市地下鉄）

3. 法の整備とオストミートイレの普及

交通バリアフリー法やその新ガイドラインの制定を受けて、JR 東日本では東京、新宿、池袋、新小岩の各駅の障害者用トイレに試験的な設備を設置し検討が行われた。以後、全国の JR や私鉄の駅でオストメイトに配慮したトイレの設置が普及してきた。会報 195 号（平成 14 年 9 月）では、首都圏 JR の 105 駅にオストミートイレが設置されたことや JOA 支部の調査で、この設備が全国の 377 駅に設置されたと報告されている。

平成 15 年にハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）が改定され、その建築設計基準が改訂された。便所・洗面所の設

計の考え方に「多機能便房」について記載され、公衆便所はオストメイトに配慮した設計とし、汚物洗浄台を備え協会が要望していた基本設備を備えることが望ましいとされた。

11月には、オストミートイレの普及に尽力された村山輝子千葉県支部長が、バリアフリー功労者として内閣官房長官から表彰された。

平成16年になると、都道府県・指定都市の「まちづくり条例」の整備マニュアルにオストミートイレの設置が導入され始めた。

JOAによる第2回オストミートイレ設置状況調査（平成15年5月）がまとめ、全国の設置数は1,253箇所、汚物洗浄台設置率が40%、温水シャワー設置率が26%と報告された。

また、JOAによる第1回オストメイトの福祉施策アンケート調査（平成15年11月、全国自治体からの回収率80%）では、まちづくり条例でオストミートイレ設置を義務付けている自治体は4箇所、将来義務付けたい自治体は15箇所、改正ハートビル法設計標準に盛り込むは21箇所と報告されている。

平成17年には、社会資本整備、公共交通分野におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策展開が図られ、「バリアフリー施策を総合的に展開するため、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度を構築する」との方針が出された。

一方支部活動により、「まちづくり条例」の整備マニュアルの中に、オストミートイレの設置を記載した自治体が増加し、帯広市においては、オストミートイレを搭載した車両（3トントラック）が出現した。

11月に開催されたアジアオストミー協会第5回大会（AOAバンコク大会）では、日本のオストミートイレの取組が紹介された。

平成18年には、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が公布され、対象を交通機関、建築

物、都市公園、路外駐車場に広げ、新設の場合は法的義務が課されるため、オストミートイレの整備・普及が一段と進むこととなった。国交省の指導もあり、高速道路サービスエリア内のオストミートイレの設置も急速に進んだ。

JOAでは、外出時の不安解消事業として、オストミートイレの普及推進を全国統一活動と位置づけ、自治体に「まちづくり条例」に反映するように運動を開始した。

市町村の公共施設等の身体障害者用トイレの中にオストミートイレの設置の要望を続けた結果、平成19年度に厚生労働省は「障害者自立支援対策臨時特例交付金」の特別事業として、「オストミートイレ設備緊急整備事業」を立ち上げ設備費の一部を、また国土交通省は「人にやさしいまちづくり事業」の補助制度により設備工事費の一部を拠出し、平成18年度から平成20年度にかけてオストミートイレを整備することになった。

4. さらなる普及へ

高速道路サービスエリアのオストミートイレの設置状況は、平成18年度末には764箇所中224箇所（29.2%）、平成19年度末（予定）には767箇所中330箇所（43%）（国土交通省調べ）と進展してきた。この頃JOA各支部では担当地域の普及状況を調査している。

㈱ラナジャパンが無償でオストミートイレ検索サイトを立ち上げました。また新幹線「N700系」車両にオストミートイレを含む多機能トイレが搭載された。

平成20年のアジアオストミー協会（AOA）東京大会では、オストミートイレを展示し紹介した。「オストメイトに対する日常生活用具給付事業に関する調査」（JOA、平成22年）では、全国1750市町村へのアンケートで、1418市町村（回答率81%）から回答が

得られ、945 の市町村（67%）が公共施設にオストミートイレを設置しており、設備の設置状況（%）は下表のとおりであった。

市町村の公共施設のオストミートイレの
設備設置状況（%）（平成 22 年）

| 設備 | % | 設備 | % |
|----------|------|------|------|
| 汚物洗浄台 | 85.3 | フック | 31.5 |
| ハンドシャワー | 83.3 | 物置棚 | 70.3 |
| 電気温水器 | 72.4 | 水石鹸 | 70.4 |
| 鏡 | 87.0 | 汚物入れ | 26.2 |
| ペーパーホルダー | 81.6 | | |

平成 23 年には、バリアフリー新法の施行 5 年目に当たりその基準を見直すこととなり、国土交通省は「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究会」を立ち上げた。JOA からは村山理事（千葉県支部長）が参加し、「多機能のトイレだけに頼らない、オストメイトにとって、より使い易いトイレの整備」をめざした。この調査では、多機能トイレ等利用実態について、128 件の意見や提言が収録され、次の点が見直された。

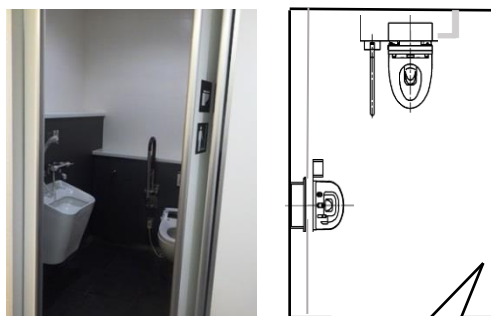
(1) 多機能トイレの機能分散

- ・車椅子使用者の利便性向上のための機能の分散
- ・個別機能を備えた専用トイレの設置
- ・多機能及び簡易型機能トイレの併設による利用者の分散

(2) オストミートイレの必要設備

- ・温水シャワー水洗を備えた汚物流し
- ・簡易型は改修工事等でスペースが確保できない場合を除き設置は望ましくない。
- ・石鹸、ペーパーホルダー、荷物置き台、着替え台、鏡等の設置が望ましい。
- ・留意点として、利用者の身長によって高さを調節できる汚物流しが望ましい。

JOA の積極的な活動の成果もあり、オストミートイレは法律やガイドラインでの設置の義務化や設備基準・仕様が定められた。



オストメイト専用トイレ（羽田国際空港）

また、JOA は内閣府障害者週間連続セミナー（平成 27 年）で、オストミートイレについてセミナーを開催し普及に努めた。

平成 28 年に経済産業省は、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて外国人観光客の増加が見込まれることから、更なる建築物のバリアフリー化を検討していた。平成 28 年度に改正予定の「建築物設計標準」を 1 年前倒して 29 年 3 月 31 日に改正を実施し、建築物のバリアフリー化を前進させることとなった。

多機能トイレの普及に伴い、その利用者が増加、集中するようになったため、車椅子使用者がトイレを使用しづらい状況になり、多機能トイレの利用の集中を解消することが必要になってきたことと高齢者や障害者等が利用できるトイレの数が不足しており、増やすことが求められていた。このため主要な改正点としては、トイレのバリアフリー促進のために次の提案をしている。

- ① 多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレを設置し、分散配置を促進する。

従来の多機能トイレには下記の機能が集中しているものが多いが、施設の用途や利用状況を勘案して、障害者等に必要な各設備を個別機能トイレに分散配置する。

ア. 車椅子使用者のトイレ
車椅子回転スペースや大型ベッドの
設備が必要

イ. オストメイト用トイレ
汚物流し等の設備が必要

ウ. 乳幼児連れ用トイレ
乳幼児用椅子、おむつ交換台等が必要

エ. ア. イ. ウ. の設備を組み合わせ、ニ
ーズに応じて設計上工夫する

(例)

- ・ ア・イ・ウを夫々個別に分散配置
- ・ アとイ+ウに分散配置
- ・ ア+ウとイに分散配置
- ・ ア+イとウに分散配置

② 既存のトイレの合理的・効率的なバリア
フリー改修方法の提案を行う。

既存建築物のバリアフリー化が進むよう、
便房の数や配置の工夫等、効率的な改修方法
を提案する。

また、2020 オリンピック・パラリンピック
に向けて、海外からの来訪者が目で見えて判り
やすい案内標識への改正が検討され、平成 28
年 7 月に案内用図記号（ピクトグラム）JIS
改訂委員会から結果が公表され、当協会が兼
ねてから要望していた人型のオストメイトマ
ークが、オストメイト用設備／オストメイト
（Facilities for Ostomy/Ostomate）マーク
として新規に JIS 案内記号に認定された。

平成 28 の JOA 調査によるとオストミート
イレの市区町村普及率は平成 22 年の 66.6%
から 72.8%（1,259 中 916 市区町村）へと増
大し、かなり普及されてきたことが伺える。

個別機能の分散配置を促進

○ 多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能
の分散配置を促進

多機能トイレ

必要な設備等

- 車いす使用者 ... 回転スペース、大型ベッド等
- オストメイト ... 汚物流し等
- 乳幼児連れ ... 乳幼児用いす、おむつ交換台等

施設の用途や利用状況を勘案し、
障害者等に必要な各設備を個別機能トイレへ分散

設計上の工夫により対応

車いす使用者 用トイレ

回転スペース
大型ベッド等



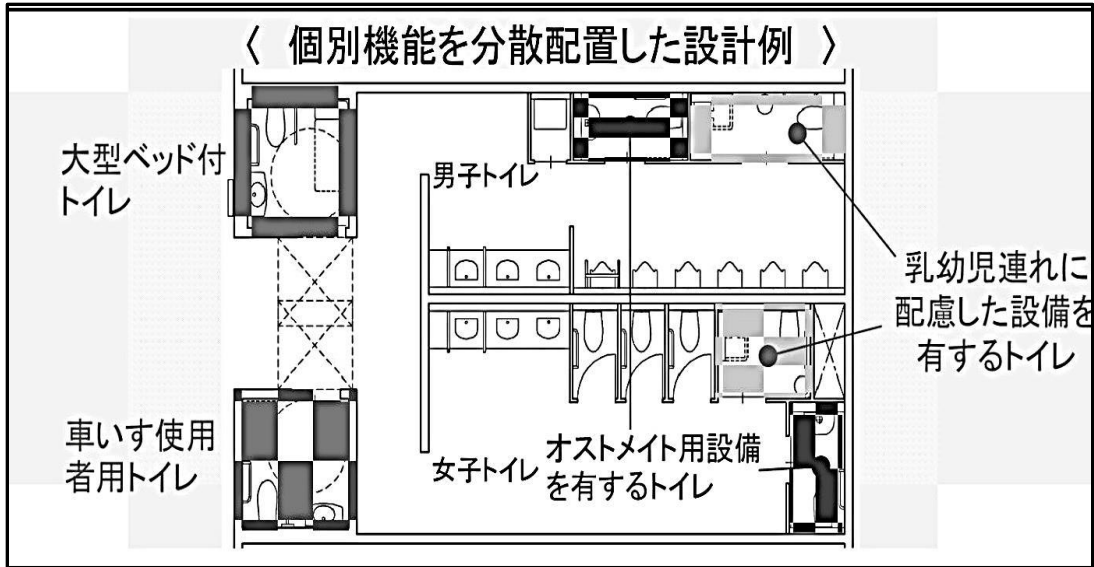
オストメイト用 設備を有する トイレ

汚物流し等

乳幼児連れに 配慮した設備を 有するトイレ

乳幼児用いす
おむつ交換台

○ 小規模施設や、面積・構造の制約が多い改修の場合には
利用者ニーズ等を考慮した上で、「多機能トイレ」と「簡易型
機能トイレ」の組み合わせにより、可能な限り機能分散を図
る



既存トイレのバリアフリー改修方法の充実

既存建築物におけるトイレのバリアフリー化が進むよう、便房の数や配置の工夫等、効果的な改修方法を提案

改修前

- 出入口の幅が狭いため、車いすで進入できない
- 便房内のスペースが狭く、内開き戸のため、車いすで進入できない

改修後

- 出入口幅、回転スペースを確保することにより、車いすで進入可能に
- 便房内においてスペースを設け、引き戸にすることにより、車いすで進入可能に

幅60cm程度
内開き戸

幅80cm以上
引き戸

多機能トイレ
(オストメイト
+ 乳幼児連れ)

多機能トイレ
(車いす使用者
+ 乳幼児連れ)

5. おわりに

オストミートイレの設置は平成8年以来、約20年間のJOAの地道な活動と障害者のバリアフリー制度の進展によりかなりの進展を果たした。多くの人々への認知度の向上への努力や簡易で安価な家庭用設備の開発が今後の課題である。NPO法人エムアクトが開発したオストメイトナビは、設置場所の検索や諸々の意見を集約しオストメイトのQOL向

上のための研究手段として活用できる。日本発案のこの設備が世界に普及し、将来ISO基準として取り上げられることを期待したい。

オストメイト用トイレ設備の普及経緯

| 年 | 項目等 | 内 容 |
|-----|---|---|
| S57 | 国際障害者年の取り組み | 建設省は「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」を作成。 |
| H5 | 障害者基本法の制定 | 地方公共団体は、「福祉のまちづくり条例」の制定が始まる。 |
| H6 | ハートビル法 ⁽¹⁾ の施行。 | 建築設計標準に車いす使用者用便房の基本寸法が示される。 準的な寸法 200cm×200cm と②改築等の制約がある場合の寸法 200cm×160cm の2タイプが示された。 |
| H7 | 0s トイレ設置運動 | JOA 千葉県支部が習志野市街頭で設置運動を始める。 |
| H11 | JOA 支部統一活動 | 0s トイレの設置促進運動を全国的に展開開始。 |
| H12 | 交通バリアフリー法 ⁽²⁾ が施行。交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準（省令 11 月 12 日）施行 | 「便所内に車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房の設置（第 12 条 2 項 1 号）。誰でも使いやすいトイレの検討委員会に稲垣会長が参画。案内表示板として、人型にプラスのマークがデザインされる。 |
| H15 | ハートビル法改正 「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」の発行（国土交通省）。 | 特定建築物の範囲拡大（学校、事務所、共同住宅を含む）、利用円滑化基準への適合義務化が盛り込まれた。公衆便所はオストメイトに配慮した設計（汚物流し、温水、ペーパーホルダー、汚物入れ、水石鹸、鏡等の設置望ましい）。オストメイトのマーク表示。 村山副会長がバリアフリー化功労者内閣官房長官賞を受賞。 |
| H16 | 「まちづくり条例」の整備マニュアル 第 1 回オストメイトの福祉施策アンケート調査（都道府県・政令都市障害福祉部門） | 自治体（茨城、群馬、福岡、広島県、川崎市）の整備マニュアルに 0s トイレの設置が盛り込まれた。 回収率 80%、まちづくり条例に 0s トイレ設置を義務付けている自治体は 4 箇所（8.3%）、将来設置を義務づけたいは 15 箇所（31.3%）改正ハートビル法設計標準に盛込む 21 件（43.8%） 0s トイレ設置数 都道府県 647 箇所、政令都市 172 箇所 |
| H17 | 「ユニバーサルデザイン政策大綱」 | 国交省はバリアフリー施策を展開するため、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度を構築する方針。 |
| H18 | バリアフリー法 ⁽³⁾ 公布 （ハートビル法と交通バリアフリー法を統合） | 交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場にバリアフリー法の対象が広がる。新設の場合は 0s トイレ設備の設置が法的義務となる。高速サービスエリアの 0s トイレの設置が完了。地方自治体「まちづくり条例」に 0s トイレの設置記載を要望。 |

| | | |
|-----|--|---|
| H19 | 厚生労働省「設備緊急整備事業」 国土交通省「人にやさしいまちづくり事業」 日身連を通じた政府への要望に対する国交省回答 | 公共施設等への身体障害者用トイレの中に 0s トイレを設置する予算追加措置を要請した結果、補助単価 1 箇所あたり 50 万円に加えて国土交通省の補助制度により設置工事費を拠出。 高速道路サービスエリアの 0s トイレ設置箇所 平成 18 年度末 764 箇所中 224 箇所 (29.2%) |
| H20 | 0s トイレ web サイト | 検索サイト「オストメイト JP」を㈱ラナジャパンが開発 |
| H23 | 国土交通省「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究会」 | 「多機能トイレだけに頼らない、オストメイトにとって、より使いやすいトイレ整備のガイドライン作成（村山理事が委員）指針が見直され、多機能設備の分散化、一般トイレを改修し小型洗浄器の付設、多機能トイレの複数設置が示される。 |
| H24 | 国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」 | 「単位空間等の設計」の便所・洗面所の項に「オストメイト機能の設置を記載。オストメイト用便房の図面が記載される。 福祉避難所にストーマ用装具を国庫負担で備蓄可。 避難所にも適用を要望（内閣総理大臣宛、27 年 11 月） |
| H25 | 災害対策基本法の一部改正 | 市町村の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府）にバリアフリーに対応したトイレも備蓄しておくことと記載。具体事例にオストメイトの排泄に留意し、災害時のオストメイトトイレが必要と記載。 |
| H29 | 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準改正 案内用是記号 JIS Z8210 人にオストメイトのマークが登録 | 国土交通省は一年前倒しして建築設計標準の改正を行い、建築物のバリアフリー化の促進を図ることにした。多機能トイレについては、その利用の集中を避けるために個別機能トイレの分散配置、既存トイレの合理的、効率的な改修方法を提案した。 2020 年東京オリパラに向けて、より円滑な移動をめざして、人型にプラスのマークをデザインしたピクトサインがオストメイト用設備／オストメイトとして JIS に登録される。 |

- (注) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」
交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑な促進に関する法律」
バリアフリー法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」